

昭和 62 年 12 月

昭和 63 年度 の 税 制
改 正 に 関 す る 答 申

税 制 調 査 会

まえがき

税制調査会は、昭和 62 年 11 月 12 日の第 1 回総会で内閣総理大臣から「所得・法人・資産及び消費課税等についてその望ましい税制のあり方と実現に向けての具体的な方策につき審議を求める」旨の諮問を受け、税制全般について検討を重ねているところであるが、当面の課題である昭和 63 年度税制改正についても審議を行い、昭和 62 年 12 月 18 日、第 11 回総会において、その結果を「昭和 63 年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 63 年度の税制改正に関する答申

昭和 62 年 12 月 18 日

内閣総理大臣 竹 下 登 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 63 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は、次のとおりである。

委員	雄郎	三隆子	時照乃	三輝	武吉	臣吾郎	生宏夫郎	夫晴卓治衛之三一
	光五敬	勇治	木須	美宜佳	代泰光	榮真精二	敬久	一嘉好作久正昇
	河小佐	鈴高千	土寺端	濱土真	山山吉永	新播広	廣藤細松	松三横渡
	田口方	柄下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久	一嘉好作久正昇
	原野屋	田田口	下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久
	田田口	下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久	一嘉好作久正昇
	田田口	下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久	一嘉好作久正昇
	田田口	下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久	一嘉好作久正昇
	田田口	下田國	田飯	瀨瀨	田見尾本宅	河部	田久	一嘉好作久正昇
特別委員	経畑弘令	映昊武秀保一	要良治	浩啓俊太	里幸			
	夫隆光	三健子人一實	夫郎寛人一勝	清朗正明	宏龍平一亨	司子次		
	田十	川谷	宅山倉本岡藤	藤田合	原島尾副塚	子宮文屋	田山中川	
	飯五	石歌大	大大小織勝加	加鎌河栗	飯牛江貝金清	公堺武立	田中	

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
二 土地・住宅税制	2
1 土地譲渡所得課税	2
2 住宅取得促進税制	2
3 特別土地保有税	2
4 特定市街化区域農地に対する固定資産税の課税の適正化措置	2
三 間接税等	3
1 酒 税	3
2 たばこ消費税	4
3 石油税	4
4 自動車関係諸税	4
四 そ の 他	5
1 固定資産税及び都市計画税	5
2 事業税における社会保険診療報酬の非課税措置	5

当税制調査会は、本年 11 月、内閣総理大臣から「所得・法人・資産及び消費課税等についてその望ましい税制のあり方と実現に向けての具体的な方策につき審議を求める」旨の諮問を受け、税制全般について検討を重ねているところであるが、当面の課題である昭和 63 年度の税制改正についても検討を行つた。

一 基本的考え方

当調査会は、昨年 10 月の「税制の抜本的見直しについての答申」（以下「抜本答申」という。）及び同 12 月の「昭和 62 年度の税制改正に関する答申」（以下「62 年度答申」という。）において、個人所得課税の軽減・合理化、法人課税の見直し、間接税制度の改革及び利子課税制度の改組を大きな柱とする税制全般にわたる改革案を示した。本年 2 月にはこれを内容とする改革法案が提出されたが、売上税法案をめぐつては様々の批判があり、改革法案は結局審議未了のまま廃案となつた。

その後、本年 7 月には、個人所得課税の軽減・合理化、利子課税制度の改組等を内容とする法案が改めて提出され、9 月にはその実現をみたところであるが、間接税制度の改革を含む税制改革はなお途半ばという段階にある。

本年 11 月の内閣総理大臣の諮問においては、以上のような経緯を踏まえ、「今後の高齢化社会の到来、経済の一層の国際化を展望するとき抜本的な税制改革の実現は避けて通れない課題であり、経済の活性化に配意しつつ、長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくためには、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することとし、早急に成案を得る必要がある」と指摘されたところであり、当調査会は、これを受けて税制全般にわたる検討を進めているところである。

昭和 63 年度の税制改正に当たつては、以上のような抜本的な税制改革についての審議がまだ中途にあることに顧み、これらとの関連を踏まえつつ、最近の社会経済情勢の変化等に即応して当面早急に実施すべき事項について以下の措置を講ずることが適當と考える。

なお、最近における東京圏を中心とした異常な地価高騰に伴う税負担の急増にかんがみ、相続税につき所要の措置を講ずる必要があるとの意見もあつたが、現行資産課税の中核をなしている相続税の見直しについては、税制全般の望ましいあり方等についての審議の一環として検討を進めすることが適當である。

二 土地・住宅税制

1 土地譲渡所得課税

最近における土地問題の状況を踏まえ、先般、閣議決定された「緊急土地対策要綱」において、土地譲渡所得課税における居住用財産の買換特例制度について必要な見直しを行うこと等につき、所要の措置を講ずることが要請されている。

土地政策全般における税制の役割は、政策目標達成のための一手段として補完的、誘導的なものであり、土地問題の解決については、土地政策の全般の整備が必要であることは当調査会がつとに指摘してきたところであるが、現下の諸情勢を踏まえ、税負担の公平の観点に留意しつつ、土地譲渡所得課税について次のような改正を行うことが適当である。

- (1) 所有期間10年を超える居住用財産を譲渡した場合には、土地に関する需要の適正化、供給の円滑化等の観点から、原則として、現行の居住用財産の買換特例制度に代え、一定額の特別控除後の譲渡所得に対して、軽減税率により分離課税することとする。
- (2) 土地供給の促進等を図る見地から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、一律の税率により分離課税するとともに対象範囲を拡大することとする。

2 住宅取得促進税制

国民の持家取得を一層促進する見地から、公的な借入金の年末残高の全額（現行2分の1）を控除対象とするほか、適用対象者の所得要件の緩和、適用対象住宅の床面積要件の上限の撤廃を行うとともに、適用対象となる借入金の範囲に一定規模以上の増改築等のための借入金を加える等の拡充を行うことが適当である。

3 特別土地保有税

現行の三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の課税の特例は、昭和62年度末に適用期限が到来するが、三大都市圏における土地の有効利用を一層促進するため、免税点の引下げを行うとともに、この制度を継続することが適当である。

4 特定市街化区域農地に対する固定資産税の課税の適正化措置

特定市街化区域農地に対する課税の適正化措置に係る長期営農継続農地制度については、営農計画等の提出、現地調査の実施、農地課税審議会の調査審議の充実強化等

現行制度の厳正な運用を図ることが適當である。

三 間接税等

1 酒 税

(1) 現行の酒税制度については、抜本答申を受けて提出した62年度答申において、現行従価税やウイスキー類の級別制度等の思い切った見直しが必要であるとしたところである。

(2) また、本年11月、ガット理事会において、我が国に対し、現行酒税の従価税制度やウイスキー類の級別制度等は結果として輸入产品に対して差別的な課税となつておらず、また、しうちゅうと他の蒸留酒間の著しい税率格差は国内产品に保護的となつているとして、これらの諸点につきガットの規定に適合するものとするよう勧告がなされている。

(3) 現在、当調査会は、昭和63年度改正と並行して、税制全般の望ましいあり方等について審議を重ねてきており、現行間接税の中核をなしている酒税の抜本見直しについても、ガット勧告への誠実な対応という要請をも踏まえつつ、その一環として検討を進めていくことが適當である。

その場合、本件の国際的側面を考慮すれば、具体的な内容の詰めは今後できる限り急ぐとして、この際、少なくとも酒税制度改革の基本的な方向を明らかにしておくことが望ましい。

(4) 酒税については、このような見地から検討を行つた結果、当調査会としては、

① 従価税を廃止する。

② ウイスキー類の級別制度を廃止し、現行の特級、1級及び2級の税率を一本化する。

③ 果実酒類及びリキュール類等のエキス分等による税率適用区分の見直しを行う。

④ しうちゅうの税率を引き上げる等により、蒸留酒間の税率格差を縮小する。

⑤ 抽本的税制改革の一環としての間接税制度の改正に伴い、清酒の級別制度の見直しを含め、各種酒類間の税負担格差の縮小に配意しつつ、負担調整を行う方向で検討する。

ことを基本方針とするものとし、これに沿つて、その具体的改正内容等について速やかに検討を加え、早急に結論を得ることが適當である。

2 たばこ消費税

- (1) たばこ消費税については、補助金等の整理合理化に伴う地方財政への影響等を考慮し、昭和61年5月以降、税率等の特例措置が講じられており、昭和63年3月31日に期限が到来する。
- (2) たばこ消費税の負担のあり方については、抜本答申及び62年度答申において、新しいタイプの間接税と関連させつつ、現行の税負担水準を維持することが望ましいとの方向を示したところである。
- (3) 当調査会においては、現在、税制全般の望ましいあり方等について審議しているところであり、たばこ消費税についても、その一環として検討していくことが適當であると考えられる。したがつて、昭和63年度においては、租税特別措置法及び地方税法に定める税率等の特例措置の適用期限を1年延長することもやむを得ない。

3 石油税

- (1) 石油税は、昭和53年度に創設されて以来、石油及び石油代替エネルギー対策のための財源として使われているが、従来から、原油価格や為替相場の変動により税収は大きく変化していた。とりわけ、近年における原油価格の低下や円レートの上昇等に伴い、石油税収は大幅な減収となつておらず、今後においても変動が予想される。このため、石油及び石油代替エネルギー対策の中長期的展望を踏まえつつ、その財源のあり方について、原点にさかのぼつて検討する必要がある。
- (2) 当調査会においては、現在、上記のとおり、税制全般の望ましいあり方等を審議しているところであり、石油税についても、その検討の一環として審議していくことが適當である。
- (3) その場合、昭和63年度の石油及び石油代替エネルギー対策のため財源対策が必要であるが、現下の厳しい財政事情の下では、歳出面における厳しい見直しを前提として、石油に係る税負担状況等に配慮しつつ、税制面において所要の増収措置を講ずることが適當である。また、この場合、近年における原油価格等の不不定性、昭和63年度における税負担と税収の安定性を考慮し、昭和63年度に限り、暫定的に従量税方式に改めることが適當である。

4 自動車関係諸税

揮発油税及び地方道路税については昭和63年3月末、自動車重量税については

昭和63年4月末に現行暫定税率の適用期限が到来するが、現下の財政事情等に顧み、適用期限をそれぞれ5年延長することが適當である。

また、地方道路目的財源についても、地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率の依然として低い現状にかんがみ、昭和63年3月末に期限が到来する自動車取得税及び軽油引取税の税率に係る暫定措置を5年延長することが適當である。

四 そ の 他

1 固定資産税及び都市計画税

- (1) 宅地等については、評価替えに伴う税負担の増加を緩和する趣旨から、今回においても、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和65年度までの間、毎年度の税負担の増加が3割を超えないこととともに、より多くの納税者が負担調整措置の適用対象となるような措置を講ずることが適當である。
- (2) 農地については、現在の税負担の水準及び今回の評価替えにおいて見込まれる評価上昇の程度等を総合的に勘案し、引き続き前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和65年度までの間、毎年度の税負担の増加が2割を超えないこととともに、宅地等と同様の措置を講ずることが適當である。

2 事業税における社会保険診療報酬の非課税措置

事業税における社会保険診療報酬の非課税措置については、累次の当調査会の答申において指摘してきたとおり、速やかにこれを撤廃すべきであることは当然であり、少なくとも所得税及び法人税における課税の特例に準じた取扱いとなるよう改めることが適當である。

(大蔵省印刷局製造)